

保佐人（補助人）に対する代理権付与審判申立てについて

1 概要

- (1) 家庭裁判所は、申立権者の請求によって、保佐人（補助人）に代理権を付与する審判をすることができます。
- (2) 申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、保佐人等、検察官、市長村長です。

2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

- (2) 収入印紙 ① 800円分
② 1,400円分

(3) 郵便切手 2,990円分

（内訳：500円×2枚、100円×5枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚）

(4) 申立人の戸籍謄本及び住民票（マイナンバーの記載のないもの）

(5) 本人の戸籍謄本及び住民票（マイナンバーの記載のないもの）

(6) 申立て理由を証する資料

※1 (4)及び(5)について、すでに裁判所に提出されている戸籍謄本、住民票と変わらないときは不要です。また、申立人が保佐人等の場合は、戸籍謄本の提出は不要です。

※2 必要に応じて、別途、追加資料の提出を求める場合があります。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。後日、申立人に裁判所から電話、もしくは郵便にて連絡します。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872